

令和7年第3回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年3月5日(水) 開会 午後1時30分
閉会 午後3時20分

2. 場 所 東区役所5階 研修室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 15名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織(欠席)	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫(欠席)	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖(欠席)
13	谷口 憲	14	船木 良江(欠席)	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

4番 山本 香織 7番 浅元 恒夫 12番 沼田 聖
14番 船木 良江

6. 議事録署名者

18番 奥田 一成 19番 児玉 一成

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 梶川 修 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 山崎 智晴
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第4条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

- (7) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (8) 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について
- (9) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

5 その他

- (1) 広島市農業委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について
- (2) 令和7年度農業委員会活動計画（案）について
- (3) 市長と農業者との懇談会の開催結果について
- (4) 広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の開催結果について
- (5) 令和7年第1回広島市議会定例会農業関係質疑の要旨について
- (6) 令和8年度広島市農政に関する意見書について
- (7) 令和6年度第6回地区協議会開催日程について
- (8) 令和7年3月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

令和7年第3回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画及び青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。

農業経営改善計画には、安佐北区白木地区の佐々木推進委員、安佐北区安佐地区の花谷推進委員、また、青年等就農計画に佐伯区湯来地区の加藤推進委員、よろしくお願いたします。

本日の欠席は、4番、山本委員、7番、浅元委員、12番、沼田委員、14番、船木委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。18番、奥田委員、19番、児玉委員、よろしくお願いたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、15件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の15件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番、2番、4番、6番、10番、11番、15番は、新規就農するために取得するもので、それぞれ、タマネギ、キュウリ、ネギ、ゴーヤ、ハクサイなどを栽培する旨の営農計画書が提出されています。

3番、7番、14番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

5番、12番は耕作地である申請地を取得するものです。

8番、9番は交換のため、申請地を取得するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の15件の説明を終わります。

議 長

それでは、議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。2月17日、事務局職員と現地調査を行いました。山本委員は後日調査されています。

申請地は段々畑で、狭い場所ではありましたが、耕作の準備をしていました。問題ありません。

議 長

2番は私が担当ですので、説明します。

2月20日に溝口委員と事務局職員とで現地調査を行いました。

譲渡人は、農業ができなくなったので、譲渡人の妹の子に譲渡し、新規就農するものです。申請地は、適正に管理されており、問題ないと思います。

3番、4番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。3番、4番の申請について説明いたします。

現地確認は2月20日、己斐委員、事務局職員2名と行いました。3番、4番、いずれの農地も適正に管理がされており、耕作ができる状態でした。申請は問題ないと思います。

議 長

5番、下谷委員。

下谷委員

9番、下谷です。5番の案件について、2月18日、佐藤委員、事務局職員2名で現地調査を行いました。耕作されている農地で問題ありません。

議 長

6番、佐藤委員。

佐藤委員

10番、佐藤です。6番の案件ですが、2月18日に、下谷委員、事務局職員2名で現地確認しました。適切に管理されており、問題ないと思います。

議 長

7番は担当の沼田委員が欠席です。意見は事務局に伝えているとのことなので、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

沼田委員の意見をお伝えします。

2月18日に高畠委員と事務局は現地調査されていますが、私は都合が悪く、2月26日に現地調査しました。申請地は、適正に管理されており、問題ないと思います。

議 長

8番、9番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。8番、9番は、2月18日に、船木委員、事務局職員2名と現地調査をしています。

8番、9番は、お互いの農地を、利便性を高め効率を上げることを目的に交換をするものです。どちらの申請地も適正に管理されており、問題ありません。

議 長

10番から12番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。2月17日に山縣委員と事務局職員2名とで、現地調査を行いました。

10番、11番に関しては、新規就農するため申請地を取得するものです。

12番は、譲受人が、以前より耕作していた農地を取得するものです。いずれの申請地も適切に管理されており、問題ないと思います。

議 長

13番、14番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。13番と14番の現地調査を、先月の2月19日、児玉委員及び事務局2名で行っています。

13番は、譲渡人が県外在住の不在地主であり、譲渡人のいところに当たる譲受人に所有権移転し、野菜、果樹生産に取り組むものです。管理状況もよく、異議なしです。

14番も、譲渡人は県外在住の不在地主で、申請地を相続しましたが、耕作も困難で、後継者もないため、譲受人に所有権移転するもので、譲受人は水稲、野菜を栽培します。異議なしです。

議 長

15番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。2月19日に、児玉委員、事務局の方2名と現地調査しました。申請地は、適切に管理されており、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、15件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の審議に入りますが、議案番号の3番は〇〇委員に関する案件です。

農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないという旨の規定がありますので、初めに3番を除く2件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請のうち3番を除く2件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番は、広島市が行う農道整備事業区域内にある既設の墓地を事業区域外に移設するものです。公共事業によるものであるため、墓地、埋葬等に関する法律については許可見込みであることを関係部局に確認しています。

2番は、議案の11ページ、議案第4号農地法第4条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請に係る案件で、申請地を農地改良の事業用地に加えるために許可を得るものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号のうち3番を除く2件の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、担当の沼田委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

沼田委員の意見をお伝えします。

事務局職員は2月18日に調査を行いました。私は都合が悪く2月26日に調査しました。墓地、埋葬等に関する法律については許可見込みということなので、問題ないと思います。

議 長

2番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。事務局は2月18日に現地調査を行いました。私は都合が悪く2月21日に現地を確認しています。

この案件は、事務局の説明のとおり、後ほど議案第4号で審議しますが、農地改良の事業用地に新たに加えるもので、周囲への影響もなく、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を許可することに決定いたします。
続いて、議案番号3番の案件に入ります。
〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の議案番号3番について説明します。

議案番号3番は雑種地への転用事案で、申請地を貸資材置場として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地

であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の議案番号3番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

3番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。2月19日に事務局の方と現地を確認しました。

申請地は道路に面した、条件のいいところで、耕作されていますが、イノシシ等の被害が多いので、貸資材置場として利用するものです。借主も決まっております、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第2号議案番号3番について、許可することに決定いたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 入室・着席)

議 長

〇〇委員、議案第2号議案番号3番について計画案のとおり決定しましたことをご報告します。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について20件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の20件について、説明いたします。議案の7ページから10ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、土木工事等を営む譲受人が申請地を譲り受け、資材置場、駐車場、作業場として利用するものです。

2番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。

3番、4番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、資材置場、車両置場として利用しようとするものです。

5番、6番、8番から11番、19番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

7番は、宅地への転用事案で、自動車の修理等を営む譲受人が申請地を譲り受け、工場、事務所として利用するものです。

12番は、雑種地への転用事案で、申請地に隣接する住宅と共に取得し、趣味で所有する車両の置場として利用しようとするものです。

13番、14番、20番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する宅地の敷地拡張をするものです。

15番、16番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。

17番は、雑種地への転用事案で、申請地に隣接する住宅を社員寮として共に取得し、その駐車場として利用するものです。

18番は、宅地への転用事案で、農業用倉庫を建築しようとするものです。

これらの案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。また、2番、8番、9番、15番、19番、20番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年2月25日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

なお、1番の一部、7番、13番、14番、17番の一部は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

これらの案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、担当の山本委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことなの

で、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

山本委員の意見をお伝えします。

2月17日に事務局職員の方と現地を確認いたしました。申請地を取得し、資材置場に転用する案件です。申請地周辺は、資材置場等への転用が進んでいる一帯で周辺に農地はなく、問題はないと思います。

議 長

2番から7番、担当の浅元委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

浅元委員の意見をお伝えします。2番については令和6年9月19日に事務局職員と現地調査を行いました。転用について問題ないと確認しています。

3番から7番までは2月19日に事務局職員と現地調査を行いました。周辺農地への影響もなく、転用について問題ないことを確認しています。

議 長

8番から11番、岩重委員。

岩重委員

8番、岩重です。8番から11番の申請について説明します。

現地確認は、8番、9番については、農振除外の関係で、令和6年9月18日に、10番、11番については、令和7年2月20日に事務局職員2名と行いました。

申請地は、今後、農地としての維持ができないため、太陽光発電施設の用地として利用されます。周辺農地への影響はないと思いますので、この申請は問題ないと思います。

議 長

12番、13番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。12番、13番は、令和7年2月20日に、事務局職員と現地確認をしています。

12番は、譲受人は車が趣味であり、その駐車場及びタイヤや車のパーツ置場として利用しようとするものです。

次に13番は、既に申請地は宅地の一部となっています。昭和60年頃、申請地の隣接地に住む譲受人に。転用の手続きをせずに貸し、宅地となったもの

です。この度、転用手続きをし、無償で譲り渡すもので、始末書も添付されています。

12番、13番、いずれも問題ありません。

議 長

14番、下谷委員。

下谷委員

9番、下谷です。14番の案件について、2月18日、事務局職員2名と現地調査をしました。事務局の説明のとおりです。近隣農地への影響はないと思われ、問題はないと思います。

議 長

15番、担当の船木委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのこと、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

浅元委員の意見をお伝えします。

15番は、令和6年9月18日に事務局職員と現地を確認しました。周囲への影響はなく、問題ないと思います。

議 長

16番、17番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。16番及び17番については、2月17日に、事務局職員2名と現地調査をしました。

16番は、譲渡人が耕作困難なため、譲受人の法人に資材置場として売買し、所有権移転するものです。

17番は、16番と同一の譲受人が社員寮を購入するに当たり、駐車場がないため、申請地を駐車場として使用するため、所有権移転するものです。

16番、17番、いずれも周辺に被害は生じないと判断し、許可相当と思われます。

議 長

18番から20番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。18番の現地調査は先月2月19日に、19番、20番は農振除外の関係で、令和6年9月19日に事務局2名と行っています。

18番は、申請地に農機具倉庫を新築する目的で申請された案件で、譲受人が農業を営む上で欠かせない農機具倉庫であり、周辺農地に影響はないことから、異議なしです。

19番の申請地は休耕地であり、その休耕地を活用するため、太陽光発電施設を整備する案件であり、異論はありません。

20番の申請地は、隣接地の宅地を拡張するため案件であり、異論ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質問等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、20件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第4条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、農地法第4条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。

それでは、議案の11ページをご覧ください。

1番は、申請人が農地改良を行うために令和6年9月に一時転用許可を受けていますが、今回、当初予定していた盛土・切土の規模を縮小し、新たに議案の6ページ議案第2号議案番号2番の申請地を加えるため事業計画変更承認を受けようとするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。事務局は2月18日に現地調査をしましたが、私は都合

が悪く、2月21日に現地を確認しました。

この案件は、昨年9月総会において審議し許可されたもので、申請地の現況が8枚のほ場となっており、これを、当初、2枚のほ場にする計画でしたが、盛土、切土の量が、他法令の許可が必要となる数量であることが判明したため、議案第2号議案番号2番の申請地を加えて、全体で、ほ場4枚にする計画に変更するものです。盛土、切土の量を縮小し、農地改良を行うもので、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議がございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明申請」について、2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の12ページをご覧ください。今回、2件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、溝口委員。

溝口委員

5番、溝口です。1番は、去る2月20日に事務局職員と現地を確認しました。現地はきれいに管理されており、問題ないと思います。

議 長

2番、山縣委員。

山縣委員

2番、山縣です。2番は2月11日に事務局職員2名と現地調査しました。

申請地は野菜が栽培されており、適切に管理されていますので、申請は問題ないと認められます。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議に入りますが、議案番号の21番、84番から88番、96番、97番、155番は〇〇委員、75番、76番は□□委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないという旨の規定がありますので、初めに21番、75番、76番、84番から88番、96番、97番、155番を除く144件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の155件の内21番、75番、76番、84番から88番、96番、97番、155番、を除く144件について説明いたします。

農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和7年2月21日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないという規定によるものです。

それでは、議案の13ページから36ページをご覧ください。農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。

利用権設定の新規分として73件、継続分として利用権設定の終期が本年3月31日までとなっている計画の更新が71件となっております。

新規分について説明をいたします。新規就農は、栽培技術基礎コースの1番、2番、45番、46番、生産販売農家育成コースは42番、43番、54番、55番、73番、研修以外の新規就農は17番から20番、59番、60番、67番です。

33番から41番は代表者である〇〇氏が個人で借り受けていた農地を自身の会社での経営に移行するものです。

その他48件は経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

続いて継続分について、内容は議案のとおりです。

上程した144件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和7年3月28日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案第6号のうち21番、75番、76番、84番～88番、96番、97番、155番を除く144件の説明を終わります。

議 長

議案番号21番、75番、76番、84番から88番、96番、97番、155番を除く144件について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分71件については、引き続き営農活動が行われております。新規分73件について、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、担当の山本委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

山本委員の意見をお伝えします。

1番、2番は、2月18日に現地を確認しました。現地は休耕中で、全筆とも耕作できる状況でした。問題ないと思います。

議 長

3番から12番、担当の浅元委員は欠席です。意見は事務局に伝えていると
のことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

浅元委員の意見をお伝えします。

3番から12番については、2月26日に現地調査を行いました。いずれも
農地として適正に管理されており、利用権の設定に問題はありません。

議 長

13番から20番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。13番から20番について説明します。現地確認は3月1
日に行いました。

13番から16番は、昨年の稲刈りがされた状態のほ場や、既に耕耘されて
いるほ場など耕作ができる状態でした。借受者の方は、現在、水稻栽培をされ
ており、利用目的も水稻となっていますので、問題ないと思います。

17番から20番は、保全管理がされ、耕作ができる状態でした。借受者の方
は、ブドウ栽培の経験があり、広島市での栽培を希望されて、農業振興セン
ターを通して、農地を探され、現地に足を運んでくださり、現地確認後、当農
地での栽培を希望されたものです。問題ないと思います。

議 長

22番から41番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。22番は3月3日に、現地の確認を行いました。利用目的
は水稻で、ほ場は適正に管理されており、問題ないと思います。

23番から30番は、2月22日に現地の確認をしています。8件全て、利
用目的は水稻で、ほ場は適正に管理されており、問題ありません。

31、32番も、同じく2月22日に現地確認をしています。認定農業者の
借受人が、葉物野菜の栽培を行うもので、ほ場は適正に管理されており、これ
も問題ないと思います。

33番から40番までの8件は、2月26日に現地を確認しています。現地
はハウスが建てられており、ほ場は適正に管理されていました。

33番から40番までの申請は、個人経営から法人経営に移行したことに伴
うもので、個人で借りていたのを合意解約し、法人に借り替えるもので、問題
ありません。

議 長

4 2 番から 4 7 番、下谷委員。

下谷委員

9 番、下谷です。4 2 番から 4 7 番の案件については、農林水産振興センターで研修を受けられた方が野菜を栽培されるもので、特に問題ありません。

議 長

4 8 番から 5 2 番、谷口委員。

谷口委員

1 3 番、谷口です。4 8 番は、貸人が、大阪に在住されており、昨年までは、親戚の方が野菜を作られていましたが、高齢で栽培が難しくなったということで、本年より、借人が水稲栽培をされるもので、問題ありません。

4 9 番は、貸人は高齢で耕作ができないので、隣接地を耕作している借人が、経営規模拡大のため、耕作するもので、問題ありません。

5 0 番は、貸人が、農地の管理はされていましたが、耕作はされていませんでしたので、借人が、経営規模拡大のため、借り受けるものです。問題ありません。

5 1 番、5 2 番につきましては、昨年まで別の方が水稲栽培をされていましたが、高齢のため離農されたので、借人が耕作をするもので、これも問題ありません。

議 長

5 3 番、担当の船木委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

船木委員の意見をお伝えします。

5 3 番について、2 月 2 4 日に現地調査を行いました。

既に花木が植えられており、引き続き法人の借受人が管理していくもので、利用権設定に問題はありません。

議 長

5 4 番から 5 8 番、山縣委員。

山縣委員

1 6 番、山縣です。5 4 番から 5 8 番は、2 月 1 7 日に、現地を調査しました。

5 4 番及び 5 5 番は、同じ借受人で、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月

31日まで5年間、野菜と果樹を栽培されるものです。問題ありません。

56番から58番は、農地中間管理機構を通して、活力研修生の借受人に、使用貸借権、賃借権を設定するものです。期間は、令和17年3月31日までの10年間で、野菜、果樹を栽培されます。問題ないと思います。

議 長

59番から72番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。59番から72番までの14件41筆の現地調査を、去る2月22日に行っています。

59番、60番は、水稲栽培を目的に借り受けるものです。

61番から65番は、認定新規就農者である借受人に、相対又は中間管理機構を通して賃借権を設定するもので、期間は10年で、野菜を栽培するものです。

66番は、水稲栽培を目的に規模拡大するもので。67番は、新規就農し、野菜を栽培するものです。

68番は、認定農業者の畜産農家が水田放牧のため、借り受けるものです。

69番は、認定農業者の畜産農家が飼料作物栽培のため、借り受けるもので70番から72番の3件は、農林振興センターで研修を受けられ、近隣で就農された方が、野菜栽培の規模拡大をするものです。

59番から72番、いずれも問題はないと思います。

議 長

73番、74番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。73番、74番は、3月1日に現地調査をしました。

74番は、息子さん夫婦も農作業を手伝っています。73番、74番ともに、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので議案第5号の議案番号21番、75番、76番、84番から88番、96番、97番、155番を除く144件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続いて、議案番号21番、84番から88番、96番、97番、155番の9件の案件に入ります。

〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号21番、84番から88番、96番、97番、155番の9件について説明いたします。

議案の16ページ、26ページ、28ページをご覧ください。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

次に37ページをご覧ください。所有権移転ですが、農用地利用集積計画により農用地区域内の農地等を所有権移転した場合、譲渡人については譲渡所得に係る所得税算定において800万円の特別控除が受けられ、譲受人については登録免許税の軽減、不動産価格の1000分の20を1000分の10に軽減及び不動産取得税の軽減、取得価格の3分の1を控除の税制上の特例及び、不動産登記においては、市町村による嘱託登記を受けられる特例があります。農用地利用集積計画により所有権移転を行うためには、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において、利用権設定の適用要件に加え、農地適正化あっせん基準に適合することとなる者として農業委員会が作成するあっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であることとしており、譲受人が認定農業者等であるため、税制上の特例が適用されます。

本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和7年3月28日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案第6号の議案番号21番、84番から88番、96番、97番、155番の9件の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、議案番号84番から88番、96番、97番の案件は、継続分であり、引き続き営農活動が行われていますので、担

当委員の意見は省略することとします。

新規 2 1 番及び所有権移転分 1 5 5 番について、担当委員のご意見をお伺いします。

新規 2 1 番及び所有権移転分 1 5 5 番について、担当委員の意見を伺います。
2 1 番、1 5 5 番、己斐委員。

己斐委員

3 番、己斐です。2 1 番は令和 7 年 2 月 2 2 日に、現地の確認を行っています。耕作できる状況にあり、利用目的は水稻ということで、異議はありません。

1 5 5 番は、令和 7 年 2 月 2 0 日、事務局職員 2 名と〇〇委員立会いで、現地確認を行っています。現地は麦が栽培されており、農地として適正に管理されていました。この農地は〇〇委員が利用権設定により借り受けており、〇〇委員の倉庫等作業棟と接しており、利便性もよく、以前から経営規模拡大を希望していたこともあり、地権者との話合いが付き、売買に至ったものです。

〇〇委員におかれましては、今後とも、遊休農地解消に努めて頂きたいと思えます。この農地の売買について異論はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第 6 号の 2 1 番、8 4 番から 8 8 番、9 6 番、9 7 番、1 5 5 番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにしたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員、入室・着席)

議 長

〇〇委員、議案第 6 号の議案番号 2 1 番、8 4 番から 8 8 番、9 6 番、9 7 番、1 5 5 番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号 7 5 番、7 6 番の案件に入ります。

□□委員は退席をお願いします。

(□□委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号75番、76番の2件について説明いたします。

議案の25ページをご覧ください。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和7年3月28日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案第6号の議案番号75番、76番の2件の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件は、継続分であり、引き続き営農活動が行われていますので、担当委員の意見は省略することとします。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の75番、76番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

□□委員の着席をお願いします。

(□□委員、入室・着席)

議 長

□□委員、議案第6号の議案番号75番、76番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第7号、「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取」について2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第7号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和7年2月14日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができるかとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。

第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の38ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで、申請の詳細については39ページから52ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、コマツナ、広島菜等の施設栽培を行っています。今後は、規模拡大及びハウスの増設を行うとともに、土壌改良等により排水性の向上を図り、収穫量の増加に努めます。

また、契約栽培の拡大による価格安定及び出荷資材料の低減を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得1,200万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2番の申請者は、現在、ミズナの施設栽培を行っています。

今後は、作業を簡素化することで作業効率を向上させ、労働時間の短縮を図るとともに、作付回数を6回に増やすことで生産量の増加を図ります。また、労働力不足の解消のため、ハローワーク等を活用しパートによる労働力を確保することにより、年間労働時間2,000時間、年間所得501万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1番、佐々木推進委員。

佐々木推進委員

安佐北区白木地区を担当しています農地利用最適化推進委員の佐々木です。本日はよろしくお願ひします。

1番の申請についてです。3月2日に岩重農業委員とともに申請者の農園を

訪問し、お話を伺いました。

就農時期は平成11年で、現在、26年となります。経営形態は、ハウス31棟、面積268a、コマツナ、広島菜、ミズナ、シュンギク等を栽培し、出荷先は中央市場、JA等です。農業従事者は、申請者夫妻、アルバイト1名、農業技能実習生3名、計6名で経営されています。

現在規模拡大の意向があり、ハウス31棟を58棟に拡大を検討中です。葉物野菜及び広島菜の契約栽培を拡大し、価格安定及び出荷資材料低減を図り、所得向上に努めるということです。

規模拡大に合わせて、技能実習生を雇用し、労働環境改善計画を立案し、実施していく予定だそうです。

水稻栽培も始めていきたいという思いも持っており、意欲的に経営改善しています。地元としても、申請者を応援しており、今後とも応援していきたいと思っています。この農業経営改善計画の更新について問題はありません。

議 長

岩重委員からも、ご意見があればお願いします。

岩重委員

8番、岩重です。1番の現地調査の内容については、佐々木推進委員の意見のとおりです。

申請者は、就農時30aの経営から現在268aの経営まで規模を広げられ、白木地区の農業を牽引されており、今後も規模拡大を考えられています。

私たちも希望に沿った農地のあっせんができるよう努めていきたいと思っています。この申請は問題ないと思います。

議 長

2番、花谷推進委員。

花谷推進委員

安佐北区安佐地区を担当しています、推進委員の花谷と申します。よろしくお願いします。

2番についてですが、3月3日に舩木農業委員とともに、申請者の農園を訪問し、お話を伺いました。

現在の状況は、ハウス10棟、28aにミズナを作付され、全量市場へ出荷しています。

従事者は本人と両親、パート2名で作業をしています。現在4回転の作付けを6回転に上げることと、労働力不足をハローワーク等を活用して解消することが、今の課題だそうです。

就農は2009年4月にされ、現在まで15年余り、ミズナで頑張っていると思います。

今後も、地元として応援をしていきたいと思えます。農業経営改善計画の更新については問題ないと思えます。私からの意見は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。船木委員は、本日欠席です。
その他のご意見、ご質問ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を意見なしと市長に回答することに決定します。
続きまして、議案第8号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第8号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、説明いたします。

令和7年2月20日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の変更の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、2点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。となつています。今回、変更の認定申請のありました当初の計画については、令和4年6月6日の総会に青年等就農計画の認定について上程し、市長に意見なしと回答しましたが、日本政策金融公庫資金の融資実行及び規模拡大を図るため、変更の認定申請があつたものです。

それでは、議案の53ページをご覧ください。青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については54ページから64ページをご覧ください。

1番の申請者は、ニンジン、タマネギ、ブロッコリー、スイートコーンの露

地栽培を行い、農業技術の向上、機械化による作業の効率化、規模拡大等を図ることにより、年間労働時間 2,000 時間、年間所得 700 万 3 千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。

議 長

議案第 8 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1 番、加藤推進委員。

加藤推進委員

佐伯区湯来地区を担当しています、推進委員の加藤でございます。よろしくお願いします。

去る 3 月 2 日に吉田委員と一緒に申請者の農園を訪ねました。

申請者は、令和 4 年 4 月に新規就農し、現在 3 年目を迎えられている農業者です。露地栽培で、ハウスについては、申請者の思いがあり、やられていません。

現在、約 1 町で露地野菜を栽培しており、今日の議案にもありましたが、4 月からの利用権設定が約 1 町 2 反あります。また、今後さらに約 2 町ぐらい増える可能性があります。ただ、これだけの農地を管理できるのか、私はちょっと心配をしています。就農されてから、面倒を見ているのですが、今後も協力をしていかななくてはいけないと思っています。申請者も、今後、合理化を図るためいろいろと機械を導入したり、作業員の雇用も考えています。

問題点として 2 つあります。1 つは鳥獣対策で、ほ場にメッシュや網を張ったりしなければならず、これについても協力が必要だと思います。

もう 1 つは、申請者のほ場の周りは、水稻栽培をしており、水が大敵になります。その兼ね合いを、我々も地域として、何とか話をつけてあげて、双方が両立できるような体制づくりができるよう、協力をしなければいけないと思っています。

とにかく、申請者には頑張ってもらって、我々も地域として応援していきたいと思っています。青年等就農計画の変更については問題ないと思います。

議 長

吉田委員からも、この他ご意見があればお願いします。

吉田委員

加藤推進委員の意見に重複するかと思いますが、当地に就農し 3 年ですが、このたび、経営面積を拡大するとともに、経営の合理化を図る計画であり、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

佐藤委員

1点だけ確認させてください。55ページの生産方式ですが、現状、堆肥散布車が1台とありますが、目標では0台になっています。申請者は、広い面積に堆肥を相当撒かれると思いますが、堆肥散布車をなくす理由が、あるのですか。なくなると困ると思いますが。

事務局（梶川事務局長）

堆肥散布車は、確かに1台がゼロになっていますね。

佐藤委員

何か理由があって、0台になると思いますが。逆にゼロから1台なら別に何も思わないのですが。現状あるものを、ゼロにする。この広い面積を。特にこの方は堆肥をかなり使われるような感じがするので。ちょっと考えにくいのですが。

事務局（梶川事務局長）

何か理由があるのか、確認します。

議 長

すみません。この件は、今調べていますので、分かり次第、また、ご報告させていただきます。先に進めていきます。

それではほかに意見がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。続きまして、議案第9号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと非農地の判断について、30件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第9号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の65ページをご覧ください。今回、1番から7番で上程している合計30筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員、事務局及び農業委員の調査で、現況が雑木、笹等の山林もしくは、笹、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長

議案第9号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1番、2番、谷口委員

谷口委員

13番谷口です。

1番は、昨年12月19日、鈴木推進委員とともに現地を確認しています。その結果、山林であったことを確認しています。

2番は、昨年12月23日、大本推進委員とともに現地を確認し、山林及び原野であったことを確認しています。

議 長

3番から7番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。3番から7番の地区は、現在農地利用最適化推進委員が欠員になっており、そのため、2月13日に、事務局職員と現地を調査しました。その結果、山林または原野であることを確認しました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質問がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第9号の30件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、74件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、73ページから75ページの18件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、76ページから81ページの31件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、82ページ、83ページの7件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、84ページ、85ページの13件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、86ページの5件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

先ほどの、青年等就農計画の堆肥散布車について分かりましたか。

事務局（平木主幹）

先ほどの堆肥散布車についてですが、これは令和4年に青年等就農計画を認定しましたが、その当初の計画に現状0台、目標1台と堆肥散布車を導入することになっていました。そして、今回の計画の変更では、当初の目標の数字が現状となり、堆肥散布車は導入していませんが、現状に1台と記載され、導入することを取りやめたので、今回の計画の目標には0台と記載されています。現状あるのをなくすものではありません。計画書の記載上のルールで、現状1台、目標0台となっているものです。

議 長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

佐藤委員

はい。理解しました。

議 長

続きまして、議事日程5のその他事項に入ります。

議案第10号、広島市農業委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第10号、広島市農業委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について説明します。

本日、別冊1、A4の表裏でお配りしているものが資料となります。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されました。この改正により、同法が農業委員会に直接適用されることになり、農業委員会は個人情報等の適正な取り扱いに関し、市民の権利利益の保護の実効性を確保するために様々な施策を一体的・総合的に講じることが求められることとなりました。

このことから、地方自治法第180条の7の規定により、個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求や苦情の受付などの事務については、令和5年4月1日から市長へ補助執行させていますが、個人情報の保護に係る執行体制の強化を図るため、教育研修及び監査の実施、保有個人情報の漏えい等の報告に係るものを除いた個人情報保護委員会の対応の追加を市長へ協議することについて、承認を求めるものです。

以上で議案第10号の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案のとおり決定し、令和7年4月1日から施行いたします。
続きまして、令和7年度農業委員会活動計画案について、事務局から説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

令和7年度農業委員会活動計画案についてです。資料1、1ページをご覧ください。

農業委員会活動計画については、毎年見直しを行っています。令和7年度については、令和6年度に目標地図の素案作成が完了したことから、関係する一文を削除することとしています。昨年度からの変更点については、二重線による削除で示しています。参考に、2ページに令和6年度の農業委員会活動計画を添付しています。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案のとおり決定いたします。この活動計画については、3月の地区協議会で推進委員にも説明します。

続きまして、市長と農業者との懇談会の開催結果についてです。

報告を己斐会長職務代理者をお願いしたいと思います。それでは己斐会長職務代理者をお願いいたします。

己斐会長職務代理者

先日、2月6日に市長と農業者との懇談会をJA広島市の本店で行いました。農業委員と推進委員33名が出席されています。

今回のテーマは、農業で輝くひと、スマート農業技術の活用ということで、4つの取組事例を発表していただきました。

最初は、安佐南区沼田地区の川崎推進委員でした。川崎さんは、ビニールハウスで小松菜やほうれん草、水菜などの葉物野菜に加えて、夏はトマト、冬はコカブを生産し出荷するとともに、地域の水田の作業受託を引き受けています。農家同士の交流や勉強会を通じた技術向上にも積極的に努めています。

令和5年度の農業用省エネ機器等導入支援事業は受託作業に使う高効率な機械を導入することができ、自身の受託面積を増やすことができたのも機械導入による面が大きかったそうです。

続いて、安佐北区安佐地区の武内さんと箱崎さんの発表でした。

ファームタケウチは、武内さんが同級生の箱崎さんを農場長として迎え入れ、葉物野菜から現在はミニトマトと広島菜の品目に転換しています。安佐北区安佐地区の農地は、農業委員のあっせんにより借り入れて規模拡大したものです。

農業現場の抱える大きな課題の一つとして人手不足があり、それを補い、生産性の高い農業を目指す必要性を感じて、スマート農業に取り組むようになったそうです。

次に、安芸区阿戸地区の山縣農業委員が発表されました。

山縣さんは約53年間、阿戸地区で農業をされておられるそうですが、平成25年からは農業委員となり、その活動の一環として、ひろしま活力農業経営者育成事業修了生の就農にも携わっています。現在では阿戸地区で2名の活力生が活躍されています。平成30年に就農した〇〇さん、令和4年に就農した□□さんは、スマート農業技術の導入による省力化を図っており、規模拡大や果樹の栽培など新たなチャレンジがしたいという思いがあるそうです。

これからも、新規就農者等の支援をするとともに、地域農家や住民と協力しながら地域農業が継続できるよう貢献していきたいと考えておられます。

最後は、佐伯区湯来地区の木村推進委員でした。

円安等の影響により飼料価格が高騰する一方、子牛相場が低迷しており、厳しい経営環境の中、木村さんは、地域の中でお互いに協力しながら、持続可能な農業経営を図っておられます。

広島市省エネ機器等導入支援事業を活用して導入したスマート農業機械等による省力化などを図るとともに、粗飼料生産や放牧に当たり、地元の維持管理の難しい棚田地域の農地を集積しており、地域の耕作放棄地解消にも大きく貢献しておられます。

以上4つの発表を受けて、市長からは、スマート農業技術の活用に関することのほか、地域主体となって取り組む農業の展望などについてコメントをいただきました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

それでは、ご意見ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですので、市長と農業者との懇談会の開催結果について終了します。

続きまして、広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の開催結果についてです。

報告を鍛冶山職務代理者をお願いしたいと思います。それでは鍛冶山職務代理者お願いいたします。

鍛冶山会長職務代理者

3月25日、認定農業者協議会総会が行われ、そのあと研修会がありました。午後3時45分から認定農業者との意見交換会も行いました。認定農業者が25名出席され、農業委員、農地利用最適化推進委員から合計30名が出席され、色々と討議をしていただきました。出席された農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様お疲れ様でした。

関係機関を含め9名又は10名ずつの6班に分かれて、意見交換を行いました。この意見交換会では、色々な意見が出ましたが、最後に佐藤会長が総評ということで、まとめておられます。この別紙の中の最後にそういった意見が、それぞれ書いてありますので、また時間があるときにはしっかり読んで頂きたいと思います。

以上、報告を終わります。

議 長

ご報告ありがとうございました。

それでは、ご意見ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですので、広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の開催結果について終了します。

それでは引き続き、事務局からその他の報告をお願いします。

事務局（小路次長）

それでは、また配付資料に戻っていただいて、3ページ、資料2をご覧ください。

令和7年第1回広島市議会定例会で、2月21日の本会議、一般質問で若林議員からの施工の維持管理について質問がありましたので、ご報告します。

「頭首工は、現在どの程度あるのか、また、頭首工が壊れるなどして危険な状態になった場合、市民の安全を守るという観点から、広島市に何らかの対応が迫られるものと思うが、どのように考えているのか」という質問に対しまして、「頭首工の数は平成13年の調査で、市内に約750基となっています。頭首工の維持管理や補修等

については、水利権者である農業者が行うことが原則となります。しかしながら、壊れた頭首工の補修や撤去等の負担が課題となっていることは認識しています。広島市としては引き続き管理者である国県に対し、こうした地元の状況を伝えるとともに、補助事業の活用などの支援を要望し、対策について協議を行っていきたいと考えています。」と経済観光局長が答弁をいたしました。

報告は以上です。

事務局（小林主任技師）

続きまして、資料3、4ページをご覧ください。令和8年度広島市農政に関する意見書についてです。

1番の意見書作成の方針については、農地等の利用の最適化推進、①遊休農地の解消、②担い手への農地利用集積、③新規参入の促進施策の改善等についての具体的な意見といたします。2の意見書作成の進め方については、農業委員・農地利用最適化推進委員から意見を求めることとし、令和6年度第6回地区協議会において、意見の提出依頼をする予定です。3月のスケジュールについては、意見書提出依頼をし、5月の地区協議会でもその確認をし、6月総会で項目整理、7月総会でたたき台、8月総会で意見書の素案、9月総会で意見書の最終決定を行う予定としております。

また、今回も必要に応じて意見書検討班のような形で、総会終了後に話し合いの時間を設けることを検討しています。令和8年度広島市農政に関する具体的な意見等ございましたら、4月4日までに5ページの様式で郵送、FAX、インターネット等で事務局へご提出いただきますようお願いいたします。

以上で、令和8年度広島市農政に関する意見書についての説明を終わります。

事務局（山崎主事）

続きまして、6ページの第6回地区協議会開催日程案についてです。下の表のとおり、3月6日木曜日から3月25日火曜日までの間で各地区予定しております。開催時間、場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、7ページの3月の現地調査日程についてです。今月の許可案件の受付締切日は3月14日金曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、14日金曜日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、17日月曜日の午前は旧市、午後は安芸区、18日火曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、19日水曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議 長

何かご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

これで令和7年第3回総会を終了します。

次回の総会は、令和7年4月7日月曜日、午後1時30分から、東区役所3階第4、5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間にわたりましてご苦勞様でございました。

気をつけてお帰り頂きますように、また来月元氣でお会いしましょう。ご苦勞様でした。